

公 告

分任契約担当
陸上自衛隊大久保駐屯地
第397会計隊長 八木 健作

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6QGWT00110		6RQ01CH0003 0001				Z000572	
品名 または 件名							
産業廃棄物収集運搬処分（コンクリートくず） ほかに4件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1,000.00	KG						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
各地				各地			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
岡本（374）				令和9年3月31日（水）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊 契約班窓口

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和8年4月14日（火）10時30分 第397会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

(ア) 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上（近畿地区）の資格を有する者

(イ) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(ウ) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(エ) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。

(オ) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(カ) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(キ) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）

(ク) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調整に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

(ケ) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(コ) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみ

なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)

(4) 入札の無効

- (ア) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (イ) 入札に関する条項に違反した入札
- (ウ) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

(5) 契約書の作成

- (ア) 契約書は作成し、提出すること。契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。
- (イ) 適用する契約条項
 - 「役務請負契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」
 - 「単価契約に関する特約条項」

(6) 押印の省略について

契約書以外の書類への押印省略は可能とする。契約書以外の書類への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。記載された連絡先には、必要に応じ、当方から連絡する場合がある。従来どおり、契約書以外の書類への押印を省略しない場合は、担当者の氏名及び連絡先の記入は不要とする。

(7) その他

- (ア) 仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、第397会計隊契約班窓口において配布する。
令和8年4月3日(金)～入札日前日(土曜日曜祝日を除く0830～1630)
- (イ) 落札の決定は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (ウ) 郵便による入札については、入札日前日の17時00分必着分までを有効とする。また、必ず便着の確認をすることとし、入札日までに事前に入札書を持参して提出する場合も同様とする。
なお、入札金額が同額による場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
※ 注意事項：郵便入札においては、送付する封筒に入札件名「〇月〇日〇時〇分入札 〇〇〇〇の件 入札書在中」と明記すると共に、必ず発送の旨を事前に第397会計隊契約班担当まで連絡すること。
- (エ) 電報・電話等による入札は認めない。
- (オ) 入札に参加する者は、入札資料受け取りまでに資格審査結果通知書の写しを提出すること。(メール又はFAX)
- (カ) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (キ) 市場価格調査は、令和8年4月10日(金)15時までに提出をお願いする。(メール又はFAX)
- (ク) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊 契約班にて掲載している。
- (ケ) 入札に先立ち、現場確認が必要な者は個別に調整されたい。

現場確認調整先：陸上自衛隊大久保駐屯地 業務隊補給班 担当：岡本 (内線374)

(コ) 不明な事項等の問い合わせ先

〒611-0031 京都府宇治市広野町風呂垣外1の1 陸上自衛隊大久保駐屯地

TEL 0774-44-0001

FAX 0774-43-1818

a 入札に関する事項

陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊 契約班 担当：上野 (内線366)

b 仕様書等に関する事項

陸上自衛隊大久保駐屯地 業務隊補給班 担当：岡本 (内線374)

本公告は、陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊 メールアドレス：ma397fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

陸上自衛隊今津駐屯地 第397会計隊今津派遣隊

陸上自衛隊大津駐屯地 第397会計隊大津派遣隊

陸上自衛隊中部方面会計隊HP <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載している

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
産業廃棄物収集運搬処分 (コンクリートくず)	大久保駐業-Z000572	
	作 成	令和8年4月1日
	変 更	
	作成部隊等名	大久保駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊大久保駐屯地において実施する産業廃棄物の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、大久保駐業-Z000572による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類	性状・具体例等	
産業廃棄物	汚泥	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、洗車場汚泥、建設汚泥、下水道汚泥、浄水場汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、清浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火煉瓦くず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物

表1－種類（つづき）

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	特定事業活動に伴うもの 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット
	繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
	廃酸	pH 2.0以下の酸性廃液
	廃アルカリ	pH 12.5以上のアルカリ性廃液
	感染性産業廃棄物	感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらの恐れのある産業廃棄物
	特定有害産業廃棄物 廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布もしくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、又はPCBが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類
	廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物
廃石綿等	建設物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等	

表1－種類（つづき）

	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1. 2-ジクロロレタン、1. 1ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1. 1. 1-トリクロロエタン、1. 1. 2-トリクロロエタン、1. 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1. 4-ジオキサン又はその化合物、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、銹さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等
--	---------	---

1.4 処分の呼び方

処分の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 産業廃棄物処分、産業廃棄物、廃油

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

大久保駐業-Z000572 陸上自衛隊仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「法」という。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、法に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び適正に処分する責任を負うものとする。

2.2 処分の対象

処分の対象となる産業廃棄物は、表1によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処分基準

処分の基準は、次による。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処分は、法第12条で定める「産業廃棄物処理基準」による。

b) 特別管理産業廃棄物の処分は、法第12条の2で定める「特別管理産業廃棄物処理基準」による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、「管理票」という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 監督・検査

監督及び検査は、役務完了検査とし、契約の相手方はこの役務終了後、契約担当官等に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、次に示す書類を契約担当官等に提出するものとする。

- a) 契約締結時に、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し、特別管理産業廃棄物の場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証の写しを各2部
- b) 産業廃棄物の各段階の処分終了ごとの管理票を速やかに

4.2 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

- a) 積載終了後は、検査官の検査を受けること。
- b) 作業終了後、マニフェスト（A票、B票、D票、E票）を提出すること。ただし、電子マニフェストの場合は電子マニフェストシステム受渡確認票の提出をもって代えるものとする。

注 マニフェストE票等の提出期限は令和9年3月31日とし、提出をもって作業完了とする。

- c) その他、不明な点は係官と調整すること。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	6RQ01CH0003
	調達要求年月日	令和8年4月1日
	作成部隊	大久保駐屯地業務隊補給科補給班
	作成年月	令和8年4月1日
品名	産業廃棄物処分	
仕様書番号	大久保駐業-Z000572	
指定事項	<p>次に示す項目について、仕様書を補足する。</p> <p>1 役務に関する要求</p> <p>1.1 処分の対象</p> <p>産業廃棄物 コンクリートくず（二次製品含む）、がれきくず等（特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。）</p> <p>1.2 処分数</p> <p>500kg～1,000kg（予定数量）</p> <p>2 その他の指示</p> <p>収集の時期は、契約成立後から令和9年3月31日とし、マニフェストE票等の提出期限も令和9年3月31日までとする。</p> <p>細部は、係官と調整の上決定する。</p>	

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
産業廃棄物収集運搬処分 (廃プラ等混載)	大久保駐業-Z000573	
	作 成	令和8年4月1日
	変 更	
	作成部隊等名	大久保駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊大久保駐屯地において実施する産業廃棄物の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、大久保駐業-Z000573による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	汚泥	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、洗車場汚泥、建設汚泥、下水道汚泥、浄水場汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、清浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火煉瓦くず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物

表1-種類(つづき)

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	特定事業活動に伴うもの 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット
	繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
	廃酸	pH 2.0以下の酸性廃液
	廃アルカリ	pH 12.5以上のアルカリ性廃液
	感染性産業廃棄物	感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらの恐れのある産業廃棄物
	特定有害産業廃棄物 廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布もしくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、又はPCBが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類
	廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物
廃石綿等	建設物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等	

表1－種類（つづき）

	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1. 2-ジクロロレタン、1. 1ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1. 1. 1-トリクロロエタン、1. 1. 2-トリクロロエタン、1. 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1. 4-ジオキサン又はその化合物、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、銹さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等
--	---------	---

1.4 処分の呼び方

処分の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 産業廃棄物処分、産業廃棄物、廃油

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

大久保駐業-Z000573 陸上自衛隊仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「法」という。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、法に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び適正に処分する責任を負うものとする。

2.2 処分の対象

処分の対象となる産業廃棄物は、表1によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処分基準

処分の基準は、次による。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処分は、法第12条で定める「産業廃棄物処理基準」による。

b) 特別管理産業廃棄物の処分は、法第12条の2で定める「特別管理産業廃棄物処理基準」による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、「管理票」という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 監督・検査

監督及び検査は、役務完了検査とし、契約の相手方はこの役務終了後、契約担当官等に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、次に示す書類を契約担当官等に提出するものとする。

- a) 契約締結時に、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し、特別管理産業廃棄物の場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証の写しを各2部
- b) 産業廃棄物の各段階の処分終了ごとの管理票を速やかに

4.2 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

- a) 積載終了後は、検査官の検査を受けること。
- b) 作業終了後、マニフェスト（A票、B票、D票、E票）を提出すること。ただし、電子マニフェストの場合は電子マニフェストシステム受渡確認票の提出をもって代えるものとする。

注 マニフェストE票等の提出期限は令和9年3月31日とし、提出をもって作業完了とする。

- c) その他、不明な点は係官と調整すること。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	6RQ01CH0004
	調達要求年月日	令和8年4月1日
	作成部隊	大久保駐屯地業務隊補給科補給班
	作成年月	令和8年4月1日
品名	産業廃棄物処分	
仕様書番号	大久保駐業-Z000573	
指定事項	<p>次に示す項目について、仕様書を補足する。</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>2.2 処分の対象</p> <p>産業廃棄物 混載 (廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、陶器くず、合成繊維くず、合成ゴムくず及び金属くず) (特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。)</p> <p><u>処分予定数量 15,000kg</u></p> <p>4 その他の指示</p> <p>収集の時期は、契約成立後から令和9年3月31日とし、マニフェストE票等の提出期限も令和9年3月31日までとする。 細部は、係官と調整の上決定する。</p>	

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
産業廃棄物収集運搬処分 (アルカリ乾電池)	大久保駐業-Z000574	
	作 成	令和8年4月1日
	変 更	
	作成部隊等名	大久保駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊大久保駐屯地において実施する産業廃棄物の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、大久保駐業-Z000574による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	汚泥	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、洗車場汚泥、建設汚泥、下水道汚泥、浄水場汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、清浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火煉瓦くず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物

表1－種類（つづき）

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	特定事業活動に伴うもの	
	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築，改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業，製紙業，紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット
	繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
	廃酸	pH 2.0以下の酸性廃液
	廃アルカリ	pH 12.5以上のアルカリ性廃液
	感染性産業廃棄物	感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらの恐れのある産業廃棄物
	特定有害産業廃棄物	
	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布もしくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、又はPCBが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類
	廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物
	廃石綿等	建設物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等

表1－種類（つづき）

	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1. 2-ジクロロレタン、1. 1ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1. 1. 1-トリクロロエタン、1. 1. 2-トリクロロエタン、1. 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1. 4-ジオキサン又はその化合物、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、銹さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等
--	---------	---

1.4 処分の呼び方

処分の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 産業廃棄物処分、産業廃棄物、廃油

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

大久保駐業-Z000574 陸上自衛隊仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「法」という。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、法に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び適正に処分する責任を負うものとする。

2.2 処分の対象

処分の対象となる産業廃棄物は、表1によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処分基準

処分の基準は、次による。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処分は、法第12条で定める「産業廃棄物処理基準」による。

b) 特別管理産業廃棄物の処分は、法第12条の2で定める「特別管理産業廃棄物処理基準」による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、「管理票」という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 監督・検査

監督及び検査は、役務完了検査とし、契約の相手方はこの役務終了後、契約担当官等に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、次に示す書類を契約担当官等に提出するものとする。

- a) 契約締結時に、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し、特別管理産業廃棄物の場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証の写しを各2部
- b) 産業廃棄物の各段階の処分終了ごとの管理票を速やかに

4.2 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

- a) 積載終了後は、検査官の検査を受けること。
- b) 作業終了後、マニフェスト（A票、B票、D票、E票）を提出すること。ただし、電子マニフェストの場合は電子マニフェストシステム受渡確認票の提出をもって代えるものとする。

注 マニフェストE票等の提出期限は令和8年3月31日までとし、その提出をもって作業完了とする。

- c) その他、不明な点は係官と調整すること。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	6RQ01CH0005
	調達要求年月日	令和8年4月1日
	作成部隊	大久保駐屯地業務隊補給科補給班
	作成年月	令和8年4月1日
品名	産業廃棄物収集運搬処分	
仕様書番号	大久保駐業-Z000574	
指定事項	<p>次に示す項目について、仕様書を補足する</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>2.2 処分の対象</p> <p>産業廃棄物 使用済みアルカリ乾電池 <u>予定処分数量 200kg</u></p> <p>4 その他の指示</p> <p>収集の時期は、契約成立後から令和9年3月31日とし、マニフェストE票等の提出期限も令和9年3月31日までとする。 細部は、係官と調整の上決定する。</p>	

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
産業廃棄物収集運搬処分 (油ウエス)	大久保駐業-Z000575	
	作 成	令和8年4月1日
	変 更	
	作成部隊等名	大久保駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊大久保駐屯地において実施する産業廃棄物の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、大久保駐業-Z000575による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	汚泥	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、洗車場汚泥、建設汚泥、下水道汚泥、浄水場汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、清浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火煉瓦くず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物

表1－種類（つづき）

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	特定事業活動に伴うもの 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築，改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業，製紙業，紙加工品製造業，新聞業，出版業，製本業，印刷物加工業から生ずる紙くず
	木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット
	繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
	廃酸	pH 2.0以下の酸性廃液
	廃アルカリ	pH 12.5以上のアルカリ性廃液
	感染性産業廃棄物	感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらの恐れのある産業廃棄物
	特定有害産業廃棄物 廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布もしくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、又はPCBが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類
	廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物
廃石綿等	建設物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等	

表1－種類（つづき）

	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1. 2-ジクロロレタン、1. 1ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1. 1. 1-トリクロロエタン、1. 1. 2-トリクロロエタン、1. 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1. 4-ジオキサン又はその化合物、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、銹さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等
--	---------	---

1.4 処分の呼び方

処分の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 産業廃棄物処分、産業廃棄物、廃油

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

大久保駐業-Z000575 陸上自衛隊仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「法」という。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、法に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び適正に処分する責任を負うものとする。

2.2 処分の対象

処分の対象となる産業廃棄物は、表1によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処分基準

処分の基準は、次による。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処分は、法第12条で定める「産業廃棄

物処理基準」による。

a) 特別管理産業廃棄物の処分は、法第12条の2で定める「特別管理産業廃棄物処理基準」による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、「管理票」という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 監督・検査

監督及び検査は、役務完了検査とし、契約の相手方はこの役務終了後、契約担当官等に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、次に示す書類を契約担当官等に提出するものとする。

- a) 契約締結時に、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し、特別管理産業廃棄物の場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証の写しを各2部
- b) 産業廃棄物の各段階の処分終了ごとの管理票を速やかに

4.2 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

- a) 積載終了後は、検査官の検査を受けること。
- b) 作業終了後、マニフェスト（A票、B票、D票、E票）を提出すること。ただし、電子マニフェストの場合は電子マニフェストシステム受渡確認票の提出をもって代えるものとする。

注 マニフェストE票等の提出期限は令和9年3月31日までとし、その提出をもって作業完了とする。

- c) その他、不明な点は係官と調整すること。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	6RQ01CH0006
	調達要求年月日	令和8年4月1日
	作成部隊	大久保駐屯地業務隊補給科補給班
	作成年月	令和8年4月1日
品名	産業廃棄物収集運搬処分	
仕様書番号	大久保駐業-Z000575	
指定事項	<p>次に示す項目について、仕様書を補足する</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>2.2 処分の対象</p> <p>産業廃棄物 廃油類（布等に吸着させた油脂類（使用済み油ウエス） （特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。）</p> <p><u>予定処分数量 3,000kg</u></p> <p>4 その他の指示</p> <p>収集の時期は、契約成立後から令和9年3月31日とし、マニフェストE票等の提出期限も令和9年3月31日までとする。</p> <p>細部は、係官と調整の上決定する。</p>	

調達要求番号：5RQ01CH0009

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
産業廃棄物処分 (被服焼却)	大久保駐業-Z000576	
	作成	令和8年4月1日
	変更	
	作成部隊等名	大久保駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊大久保駐屯地において実施する産業廃棄物の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、大久保駐業-Z000576による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	汚泥	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、洗車場汚泥、建設汚泥、下水道汚泥、浄水場汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、清浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火煉瓦くず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物

表1－種類（つづき）

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	特定事業活動に伴うもの	
	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築，改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット
	繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
	廃酸	pH 2.0以下の酸性廃液
	廃アルカリ	pH 12.5以上のアルカリ性廃液
	感染性産業廃棄物	感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらの恐れのある産業廃棄物
	特定有害産業廃棄物	
	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布もしくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、又はPCBが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類
	廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物
	廃石綿等	建設物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等

表1－種類（つづき）

	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1. 2-ジクロロレタン、1. 1ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1. 1. 1-トリクロロエタン、1. 1. 2-トリクロロエタン、1. 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1. 4-ジオキサン又はその化合物、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、銹さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等
--	---------	---

1.4 処分の呼び方

処分の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 産業廃棄物処分、産業廃棄物、廃油

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

大久保駐業-Z000576 陸上自衛隊仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「法」という。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、法に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び適正に処分する責任を負うものとする。

2.2 処分の対象

処分の対象となる産業廃棄物は、表1によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処分基準

処分の基準は、次による。

- a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処分は、法第12条で定める「産業廃棄物処理基準」による。
- b) 特別管理産業廃棄物の処分は、法第12条の2で定める「特別管理産業廃棄物処理基準」による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 監督・検査

監督及び検査は、役務完了検査とし、契約の相手方はこの役務終了後、契約担当官等に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、次に示す書類を契約担当官等に提出するものとする。

- a) 契約締結時に、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し、特別管理産業廃棄物の場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証の写しを各2部
- b) 産業廃棄物の各段階の処分終了ごとの管理票を速やかに

4.2 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

(2) 積載終了後は、検査官の検査を受けること。

(3) 作業終了後、マニフェスト（A票、B票、D票、E票）を提出すること。

注 マニフェストE票等の提出期限は令和9年3月31日とし、提出を持って作業完了とする。

(4) その他、不明な点は係官と調整すること。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	6 R Q 0 1 C H 0 0 0 7
	調達要求年月日	令和8年4月1日
	作 成 部 隊	大久保駐屯地業務隊補給科補給班
	作 成 年 月	令和8年4月1日
品 名	産業廃棄物処分（被服焼却）	
仕様書番号	大久保駐業Z-000576	
指 定 事 項	<p>次に示す項目について、仕様書を補足する。</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>2.2 処分の対象</p> <p>産業廃棄物 廃プラスチック類、合成繊維くず、合成ゴムくず及び金属くず（特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。）</p> <p>2.3 処分数</p> <p>10,000kg（予定数量）</p> <p>2.4 処分基準</p> <p>中間処理の方法は、焼却とし、要領は、官側の立会いの下、引渡した産業廃棄物のみを焼却炉に直接投入するものとする。</p> <p>4 その他の指示</p> <p>4.3 引渡し場所</p> <p>引き渡し場所は、大久保駐屯地を起点として半径10km以内とし、産業廃棄物の引き渡しは官側が行うものとする。</p>	

入札書

金額¥ 単価決定 (税抜)

品名	規格	単位	予定数量	単価	備考	各納地
産業廃棄物収集運搬処分(コンクリートくず)	仕様書のとおり	キログラム	1,000.00			大久保駐屯地
産業廃棄物収集運搬処分(廃プラ等混載)	仕様書のとおり	キログラム	15,000.00			大久保駐屯地
産業廃棄物収集運搬処分(アルカリ乾電池)	仕様書のとおり	キログラム	200.00			大久保駐屯地
産業廃棄物収集運搬処分(油ウエス)	仕様書のとおり	キログラム	3,000.00			大久保駐屯地
産業廃棄物収集運搬処分(被服焼却)	仕様書のとおり	キログラム	10,000.00			契約相手方の中間処理実施場所
					以下余白	
納入場所	大久保駐屯地		納期	令和9年3月31日		
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期間				

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条件等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊大久保駐屯地
第397会計隊長 八木 健作 殿住 所
会 社 名
役職・代表者名
代表者連絡先
担 当 者 名
連 絡 先

※ 押印を省略する場合には、担当者及び連絡先まで記載すること。

市場価格調査票依頼書

業者各位

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。お忙しいところ大変恐れ入りますが、本紙にご記入の上、

令和8年4月10日(金) 15時までにFAXまたはメールにて

ご返信頂きますようお願い申し上げます。価格調査にご協力をお願い致します。

(回答要領)

- 送料の項目はありませんので、**送料を含めた金額**をご記入下さい。
(内訳がわかる書類がありましたら、随意の様式で結構ですので提出をお願いします。)
- 消費税を含まない税抜き金額をご記入下さい。
- その他必要な項目がありました場合は、空欄又は余白にご記入下さい。
- 規格に同等品と記載されている場合で同等品を申請する場合は、申請書が必要になります。
- 辞退の場合は、余白に「**辞退**」と記載し回答をお願いします。

〒611-0031

京都府 宇治市 広野町風呂垣外1の1

陸上自衛隊 大久保駐屯地 第397会計隊

契約班 担当

上野

TEL: 0774-44-0001

内線 366

FAX: 0774-43-1818

MAIL: ma397fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

市場価格調査票(回答)

産業廃棄物収集運搬処分(コンクリートくず) ほか4件

決定方法: 単価決定

履行期限(納期): 令和9年3月31日(水)

履行場所(納地): 大久保駐屯地

(住所・会社名・代表者氏名・担当者氏名・連絡先) (捺印不要です)

入札日時: 令和8年4月14日 10時00分

※ 入札公告を併せて送付させていただきます。
差し支えなければ、入札への参加の有無を併せてご返信いただけます
ようお願いいたします。下記への何れかに○を記載してください。

住所:

会社名:

代表者:

担当者:

TEL:

FAX:

1 全省庁統一参加資格: 保有・無

2 入札: 参加する(郵便・事前持込・当日参加)・参加しない

実施計画番号: 6QGW1TK00110

	品名	規格	単位	予定数量	単価(税抜)	備考	各納地
1	産業廃棄物収集運搬処分(コンクリートくず)	仕様書のとおり	キログラム	1,000			大久保駐屯地
2	産業廃棄物収集運搬処分(廃プラ等混載)	仕様書のとおり	キログラム	15,000			大久保駐屯地
3	産業廃棄物収集運搬処分(アルカリ乾電池)	仕様書のとおり	キログラム	200			大久保駐屯地
4	産業廃棄物収集運搬処分(油ウエス)	仕様書のとおり	キログラム	3,000			大久保駐屯地
5	産業廃棄物収集運搬処分(被服焼却)	仕様書のとおり	キログラム	10,000			契約相手方の中間処理実施場所